

○三豊市民間危険ブロック塀等撤去支援事業補助金交付要綱

平成31年3月29日
告示第67号

(趣旨)

第1条 この告示は、地震の際のブロック塀等の倒壊による人的被害の防止及び避難経路の確保を図るため、道路等に面した民間の危険なブロック塀等を撤去する者に対し、予算の範囲内において三豊市民間危険ブロック塀等撤去支援事業補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、三豊市補助金等の交付手続等に関する規則(平成18年三豊市規則第52号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ブロック塀等 市内に設置された補強コンクリートブロック塀、組積造の塀(コンクリートブロック塀、れんが塀、石積塀等)その他これらに類する塀(塀に付随する門柱、門扉等を含む。)をいう。
- (2) 道路等 次に掲げる事項のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 香川県が定める香川県耐震改修促進計画(第二次計画)で位置付けた避難及び救援救護活動、緊急物資の輸送等の機能を確保する必要がある緊急輸送道路
 - イ 次に掲げる道のうち、通学路又は一般の交通の用に供されている道路若しくは通路であつて、アと同等以上の利用があると市長が認めたもの
 - (ア) 国道・県道・市道
 - (イ) 市管理農道
 - (ウ) 通学路
 - (エ) 不特定多数の市民が通行の用に供していると市長が認めた道

(補助対象工事)

第3条 補助金の交付の対象となる工事(以下「補助対象工事」という。)は、次に掲げる要件を全て満たすものでなければならない。

- (1) 道路等に面し、ブロック塀等と道路の接地面からブロック塀等の頂部までの高さが1.2メートルを超えるブロック塀等について、全てを撤去する工事であること。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その要件を満たすものとする。
 - ア ブロック塀等を撤去し、フェンスを設置する場合は、ブロック塀等を道路の地盤面から40センチメートル以下まで撤去する工事
 - イ ブロック塀等が土留め壁を兼ねている場合は、ブロック塀等を道路の地盤面から40センチメートル以下まで撤去する工事
 - ウ ブロック塀等が玉石積み擁壁等の上にある場合は、ブロック塀等を全て撤去する工事
 - (2) ブロック塀等が、補強コンクリートブロック塀はブロック塀等チェックリスト(様式第1号別紙1)、組積造の塀等はブロック塀等チェックリスト(様式第1号別紙2)に従い点検した結果、不適合項目が1以上あり、転倒のおそれがあると判定されたものであること。
 - (3) 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の許可を受けて建設業を営む者又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)第21条第1項の登録を受けて解体工事業を営む者で市内に本店を有する法人又は個人の施工業者に請け負わせるものであること。ただし、暴力団、暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者を除く。
 - (4) 補助対象工事が、当該年度の2月末までに完了するものであること。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付を受けることができない。
- (1) 補助金の交付の決定前に着手した工事
 - (2) 他の制度等による補助金等の交付を受けたことがある工事
 - (3) 過去に同一敷地において補助金の交付を受けたことがある工事

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者は、次に掲げる要件を全て満たす者でなければならない。

- (1) ブロック塀等の所有者又はブロック塀等の所有者から撤去の承諾を得た者であること。
 - (2) 市税を滞納していないこと。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助金の交付を受けることができない。
- (1) 暴力団、暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者
 - (2) 過去に補助金の交付を受けたことがある者

(補助対象事業費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象事業費」という。)は、補助対象工事に要する経費とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象事業費に5分の4を乗じた額(当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とし、16万円を限度とする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を申請しようとする者(以下「申請者」という。)は、補助対象工事の着手前に民間危険ブロック塀等撤去支援事業補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) ブロック塀等のある土地及び建物の所有者が確認できる書類の写し
- (2) 申請者及びブロック塀等の所有者の市税の滞納がないことの証明書
- (3) ブロック塀等チェックリスト(様式第1号別紙1又は別紙2)
- (4) 工事見積書(内訳明細を含む。)
- (5) 誓約書(様式第2号)
- (6) ブロック塀等の配置図
- (7) 現況写真(全景及び危険箇所が判別できるもの)

(8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(事務手続の代行)

第8条 申請者は、補助金の交付に係る事務の手続を代行させることができる。

2 申請者は、前項の規定により事務手続を代行させるときは、民間危険ブロック塀等撤去支援事業補助金申請事務代行届(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第9条 市長は、第7条の規定により提出された書類の審査、必要に応じて行う実地調査等により、補助金を交付することが適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、民間危険ブロック塀等撤去支援事業補助金交付決定通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項に規定する交付決定に際して、必要な条件を付することができる。

(補助対象工事の変更等)

第10条 前条第1項に規定する交付決定の通知を受けた申請者は、補助対象工事の内容を変更し、又は補助対象工事を中止しようとするときは、民間危険ブロック塀等撤去支援事業補助金交付変更等申請書(様式第5号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。この場合において、補助対象工事の内容を変更するときは、次に掲げる関係書類を添えなければならない。

(1) 変更内容及び変更箇所が確認できる書類

(2) 変更見積書(内訳を含む。)

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項に規定する申請を承認することが適当であると認めるときは、民間危険ブロック塀等撤去支援事業補助金交付変更等決定通知書(様式第6号)により通知するものとする。

(実績報告)

第11条 申請者は、補助対象工事が完了したときは、その日から起算して20日を経過した日又は当該事業に着手した年度の3月10日のいずれか早い日までに、民間危険ブロック塀等撤去支援事業実績報告書(様式第7号)に次に掲げる関係書類を添えて、市長に報告しなければならない。

(1) 補助対象工事の請負契約書又は注文請書の写し

(2) 補助対象工事に要する経費の支払が確認できる書類の写し

(3) 工事状況写真(施工後の状況及び工事の内容が確認できるもの)

(4) 撤去したブロック塀等を処分したときは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第12条の3第1項の産業廃棄物管理票(マニフェスト)E票の写し

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の交付確定)

第12条 市長は、前条の規定により報告された書類の審査及び必要に応じて行う実地調査により、補助対象工事が報告書のとおり完了したことを確認したときは、交付すべき補助金の額を民間危険ブロック塀等撤去支援事業補助金交付確定通知書(様式第8号)により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項に規定する交付確定に際して、必要な条件を付することができる。

(補助金の請求)

第13条 前条第1項に規定する交付確定の通知を受けた申請者は、速やかに民間危険ブロック塀等撤去支援事業補助金交付請求書(様式第9号)により市長に補助金の交付を請求するものとする。

(補助金の交付)

第14条 市長は、前条の規定により補助金の交付を請求されたときは、速やかに補助金を申請者に交付するものとする。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第15条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金の交付決定の前に、補助対象工事に着手したとき。

(3) この告示の規定に違反したとき。

(4) 補助対象工事を申請年度内に完了できないと認められたとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

(書類の保管等)

第16条 申請者は、補助金の収支に関する帳簿を備えるとともに、領収書等の関係書類を整理しなければならない。

2 申請者は、前項に掲げる帳簿及び領収書等の関係書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならない。

(その他)

第17条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

様式第1号（第7条関係）

年 月 日

三豊市長 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号

民間危険ブロック塀等撤去支援事業補助金交付申請書

年度において次のとおり三豊市民間危険ブロック塀等撤去支援事業補助金の交付を受けたいので、三豊市民間危険ブロック塀等撤去支援事業補助金交付要綱第7条の規定により、関係書類を添えて申請します。

また、申請に当たって、市がブロック塀等の立入調査を実施することを承諾します。

| | |
|---------------|-----------------------|
| ブロック塀等の所在地 | 三豊市 町 |
| ブロック塀等の所有者 | 住 所 氏 名 電話番号 |
| 補助対象事業費 | 円 |
| 補助金交付申請額 | 円 |
| 補助対象工事期間 | 開始予定年月日 完了予定年月日 |
| 補助対象工事を行う市内業者 | 所 在 地 名 称 代表者氏名 |

添付書類

- (1) ブロック塀等のある土地及び建物の所有者が確認できる書類の写し
- (2) 申請者及びブロック塀等の所有者の市税の滞納がないことの証明書
- (3) ブロック塀等チェックリスト（別紙1又は別紙2）
- (4) 工事見積書（内訳明細を含む。）
- (5) 誓約書（様式第2号）
- (6) ブロック塀等の配置図
- (7) 現況写真（全景及び危険箇所が判別できるもの）
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

別紙1

ブロック塀等チェックリスト（補強コンクリートブロック塀）

点検日： 年 月 日

点検者： 印

補助金の申請に当たり、所有（管理）のブロック塀を次のとおり点検しました。
点検の結果は、事実に相違ありません。

※この点検表による高さの基準は、道路の地盤面からブロック塀の頂部までとする。

| | 点検項目 | 点検内容 | 点検結果 | |
|--------------------------------|------------|--|------|-----------|
| | | | 適合 | 不適合 |
| 1 | 高さ | 2. 2 m以下である。 | はい | いいえ |
| 2 | 壁の厚さ | 高さ2 mを超える塀で15 cm未満である。 | いいえ | はい |
| | | 高さ2 m以下で10 cm未満である。 | いいえ | はい |
| 3 | 鉄筋 | 壁頂、基礎は横方向に、壁の端部及び隅角部は縦方向に、それぞれ径9 mm以上の鉄筋が入っている。 | はい | いいえ 不明 |
| | | 壁内に径9 mm以上の鉄筋が縦横80 cm以内の間隔で配筋されている。 | はい | いいえ 不明 |
| 4 | 控え壁 | 高さ1.2 mを超える塀の場合、3.4 m以内ごとに、鉄筋が入った控え壁が塀の高さの1/5以上突出している。 | はい | いいえ |
| 5 | 基礎 | 丈が35 cm以上で根入れ深さが30 cm以上の鉄筋コンクリート造の基礎がある。 | はい | いいえ 不明 |
| 6 | 傾き ひび割れ | 全体的に傾いている、又は1 mm以上のひび割れがある。 | いいえ | はい |
| 7 | ぐらつき | 人の力で簡単にぐらつく。 | いいえ | はい |
| 8 | その他 | 塀が土留め壁を兼ねている、又は玉石積み擁壁等の上にある。 | いいえ | はい |
| 判 定 | | | | |
| 8項目（不明の項目を除く。）のうち、1つ以上の不適合がある。 | | | | はい |

別紙2

ブロック塀等チェックリスト（組積造の塀等）

点検日： 年 月 日

点検者： 印

補助金の申請に当たり、所有（管理）の組積造の塀を次のとおり点検しました。
点検の結果は、事実と相違ありません。

※この点検表による高さの基準は、道路の地盤面からブロック塀の頂部までとする。

| | 点検項目 | 点検内容 | 点検結果 | |
|--------------------------------|------------|---|------|-----------|
| | | | 適合 | 不適合 |
| 1 | 高さ | 1. 2 m以下である。 | はい | いいえ |
| 2 | 壁の厚さ | 各部分の厚さがその部分から壁頂までの垂直距離の1/10以上ある。 | はい | いいえ |
| 3 | 控え壁 | 4 m以内ごとに壁面からその部分における壁の厚さの1.5倍以上突出している、又は壁の厚さが必要寸法の1.5倍以上ある。 | はい | いいえ |
| 4 | 基礎 | 根入れ深さが20 cm以上ある。 | はい | いいえ 不明 |
| 5 | 傾き ひび割れ | 全体的に傾いている、又は1 mm以上のひび割れがある。 | いいえ | はい |
| 6 | ぐらつき | 人の力で簡単にぐらつく。 | いいえ | はい |
| 7 | その他 | 塀が土留め壁を兼ねている、又は玉石積み擁壁等の上にある。 | いいえ | はい |
| 判 定 | | | | |
| 7項目（不明の項目を除く。）のうち、1つ以上の不適合がある。 | | | | はい |

様式第2号（第7条関係）

誓 約 書

三豊市長 様

私は、三豊市民間危険ブロック塀等撤去支援事業を実施するに当たって、三豊市民間危険ブロック塀等撤去支援事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）に定める制度の趣旨等を理解し、下記について誓約します。

記

- 1 撤去後に塀を新設するときは、法令に違反した補強コンクリートブロック造、れんが造、石造その他の組積造による塀及びそれに付随する門柱は築造しません。
- 2 ブロック塀等を撤去した後に法令に違反した建築物又は工作物を設置しません。
- 3 事業実施及び実施後、本申請地の隣地及び対側地の所有者その他関係者等と問題が生じたときは、自らの責任においてその解決に当たります。
- 4 交付要綱及び誓約書に違反したときは、直ちに補助金を全額返納いたします。

申請の土地 三豊市 町

年 月 日

住 所
氏 名

㊟

様式第3号（第8条関係）

年 月 日

三豊市長 様

申請者 住所
氏名 ⑩
電話番号

民間危険ブロック塀等撤去支援事業補助金申請事務代行届

私は、三豊市民間危険ブロック塀等撤去支援事業補助金交付要綱第8条第2項の規定に基づき、補助金に関する申請事務手続一切を下記の者に代行させていただきますので届け出ます。

なお、代行者が行う申請事務手続一切について、異議を申し立てません。

記

| | | |
|--|--|------|
| 申請者の 年度三豊市民間危険ブロック塀等撤去支援事業補助金の交付に係る一切の申請事務手続を当社が行います。 なお、三豊市民間危険ブロック塀等撤去支援事業補助金交付要綱の規定に基づき申請事務手続を行い、貴市に御迷惑をおかけいたしません。 | | |
| 1 代行者の会社名・住所・電話番号 | | |
| 会社名 | | 代表者印 |
| 代表者名 | | |
| 住所 | | |
| 電話番号 | | |
| 2 事務担当者名及び連絡先 | | |
| 担当者名 | | 担当者印 |
| 携帯電話番号 | | |
| E-mail | | |

様式第4号（第9条関係）

第 号
年 月 日

様

三豊市長 印

民間危険ブロック塀等撤去支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付で交付申請のあった三豊市民間危険ブロック塀等撤去支援事業補助金の交付については、次のとおり決定したので、三豊市民間危険ブロック塀等撤去支援事業補助金交付要綱第9条第1項の規定により、通知します。

- 1 交付年度 年度
- 2 補助金の交付決定額 金 円
- 3 交付条件
 - (1) この補助金は、三豊市民間危険ブロック塀等撤去支援事業補助金交付要綱の規定に基づくもので、この目的以外に使用してはなりません。
 - (2) 次のアからウまでのいずれかに該当するときは、速やかに市長の承認又は指示を受けなければなりません。
 - ア 内容を変更するとき（市長が認める軽微な変更の場合を除く。）。
 - イ 中止するとき。
 - ウ 予定の期間内に完了しないとき、又はその遂行が困難となったとき。
 - (3) 補助対象工事が完了したときは、速やかに民間危険ブロック塀等撤去支援事業実績報告書（様式第7号）を提出してください。
 - (4) 市長が必要であると認めるときは、当該職員に書類等の検査をさせ、又は補助対象工事の執行状況について実施検査をさせます。
 - (5) 市監査委員から要求があるときは、いつでも監査を受けなければなりません。
 - (6) 三豊市民間危険ブロック塀等撤去支援事業補助金交付要綱の規定に違反した場合は、交付の決定を取り消し、補助金の返還を求めます。

様式第5号（第10条関係）

年 月 日

三豊市長 様

申請者 住 所
氏 名 ㊟
電話番号

民間危険ブロック塀等撤去支援事業補助金交付変更等申請書

年 月 日付け 第 号により三豊市民間危険ブロック塀等撤去支援事業補助金の交付決定を受けた補助対象工事について、次のとおりその内容を（変更・中止）したいので、三豊市民間危険ブロック塀等撤去支援事業補助金交付要綱第10条第1項の規定により申請します。

| | | |
|-------------------------|---|-----|
| 申 請 内 容 | <input type="checkbox"/> 変 更 <input type="checkbox"/> 中 止 | |
| ブロック塀等の所在地 | 三豊市 町 | |
| （変更・中止）年月日 | 年 月 日 | |
| （変更・中止）の理由 | | |
| 変 更 の 内 容 （※変更の場合のみ） | | |
| 補 助 対 象 事 業 費 | 変更前 | 変更後 |
| | 円 | 円 |
| 補 助 金 交 付 申 請 額 | 変更前 | 変更後 |
| | 円 | 円 |

添付書類（変更の場合のみ）

- (1) 変更内容及び変更箇所が確認できる書類
- (2) 変更見積書（内訳を含む。）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

様式第6号（第10条関係）

第 号
年 月 日

様

三豊市長 印

民間危険ブロック塀等撤去支援事業補助金交付変更等決定通知書

年 月 日付けで変更等の申請のあった三豊市民間危険ブロック塀等撤去支援事業補助金の交付について、次のとおり変更等の承認を決定したので、三豊市民間危険ブロック塀等撤去支援事業補助金交付要綱第10条第2項の規定により通知します。

1 変更等の承認の内容

2 変更後の補助金の交付決定額 金 円

様式第7号（第11条関係）

年 月 日

三豊市長 様

申請者 住 所
氏 名 ㊟
電話番号

民間危険ブロック塀等撤去支援事業実績報告書

年 月 日付け 第 号により三豊市民間危険ブロック塀等撤去支援事業補助金の交付決定を受けた補助対象工事について、三豊市民間危険ブロック塀等撤去支援事業補助金交付要綱第11条の規定により、次のとおり関係書類を添えて実績報告をします。

| | |
|-----------|----------------------------|
| 補助対象事業費 | 円 |
| 補助金の交付決定額 | 円 |
| 補助対象工事期間 | 着手年月日 年 月 日 完了年月日 年 月 日 |

添付書類

- (1) 補助対象工事の請負契約書又は注文請書の写し
- (2) 補助対象工事に要する経費の支払が確認できる書類の写し
- (3) 工事状況写真（施工後の状況及び工事の内容が確認できるもの）
- (4) 撤去したブロック塀等を処分したときは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第12条の3第1項の産業廃棄物管理票（マニフェスト）E票の写し
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

様式第8号（第12条関係）

第 号
年 月 日

様

三豊市長 印

民間危険ブロック塀等撤去支援事業補助金交付確定通知書

年 月 日付けで申請のあった三豊市民間危険ブロック塀等撤去支援事業補助金の額について、次のとおり確定したので三豊市民間危険ブロック塀等撤去支援事業補助金交付要綱第12条第1項の規定により、次の条件を付して通知します。

補助金の確定額 金 円

- 1 この補助金は、三豊市民間危険ブロック塀等撤去支援事業補助金交付要綱の規定に基づくもので、この目的以外に使用してはなりません。
- 2 市長が必要であると認めるときは、当該職員に書類等の検査をさせ、又は補助対象工事の執行状況について実地検査をさせます。
- 3 市監査委員から要求があるときは、いつでも監査を受けなければなりません。
- 4 三豊市民間危険ブロック塀等撤去支援事業補助金交付要綱の規定に違反した場合は、交付の決定を取り消し、補助金の返還を求めます。

様式第9号（第13条関係）

三豊市長 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号

㊟

民間危険ブロック塀等撤去支援事業補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号により確定通知のあ
った三豊市民間危険ブロック塀等撤去支援事業補助金について、三豊市民間危険ブロック
塀等撤去支援事業補助金交付要綱第13条の規定により、次のとおり請求します。

1 請求金額 円

2 振込先

| | | | |
|--------|---|--------|--|
| 金融機関 | | 本（支）店名 | |
| 口座種目 | <input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座 | | |
| 口座番号 | | | |
| (フリガナ) | | | |
| 口座名義人 | | | |

様式第1号(第7条関係)
様式第2号(第7条関係)
様式第3号(第8条関係)
様式第4号(第9条関係)
様式第5号(第10条関係)
様式第6号(第10条関係)
様式第7号(第11条関係)
様式第8号(第12条関係)
様式第9号(第13条関係)